

○山本委員長 それでは、そろそろ時間が参りますので、第14回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。また、冒頭のカメラ撮りを認めることとしております。

まず、会議の開催に当たりまして、吉川自治行政局長より発言の申出がありましたので、よろしく申し上げます。

○吉川自治行政局長 自治行政局長の吉川です。

昨年12月に御提言をいただきました「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」に基づき、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律案を今国会に提出してはりましたが、4月26日に参議院本会議で可決・成立し、5月8日に公布されましたので、御報告させていただきます。

引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

前回は、審議項目2に関し、非平時以外の観点、特に社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展への対応を念頭に置きまして、地方行政のデジタル化の現状と動向を踏まえつつ、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係などの地方制度のあり方等について御議論いただきました。

今回も、非平時以外の観点のうち、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から求められる地方制度のあり方に関し、地方公共団体相互間の連携・協力のあり方等について議論を行いたいと思います。

審議の流れにつきましては、資料について事務局から説明を行い、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

なお、前回の専門小委員会における主な意見につきましては、参考資料2として整理していただいておりますので、御確認ください。

それでは、よろしいでしょうか。

まず、資料について、事務局から説明をお願いいたします。

田中市町村課長、お願いいたします。

○田中市町村課長 市町村課の課長をしております、田中と申します。本日はよろしくようお願いいたします。

資料について、御説明させていただきたいと思っております。

おめぐりいただきまして、1ページ目でございます。

本日の審議項目は、2の3つ目の○以下の赤囲みの部分と認識してございます。

2ページをお願いいたします。

資料の構成といたしましては、1と2の2本立てとしてございます。まず、「1. ポス

トコロナの経済社会における地方公共団体間の連携・協力」について御説明させていただきます。

3 ページ目をお願いいたします。

まず、第3 2次の地方制度調査会の答申の概要を掲載してございます。

1 番の3 行目、地域の未来予測を踏まえ、技術を生かした対応、地域や組織の枠を超えた連携を長期的な視点で選択することが必要とされてございます。

また、赤囲みしています4 番でございますが、地方公共団体の広域連携について、地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、持続可能な都市構造への転換などのまちづくりのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要とされてございます。

その上で「①市町村連携の課題への対応」、「②都道府県による市町村の補完・支援体制の強化」、「③多様な連携による生活機能の確保」とされているところでございます。

4 ページをお願いいたします。

第3 2次の調査会答申を踏まえた多様な広域連携の推進といたしまして、図に3つ掲げてございます。これらの手法の中から、地方公共団体の連携・協力につきましては、地域の実情に応じて、最も適したものを選択することが適当と考えてございます。

それでは、早速、5 ページをお願いいたします。

4 ページで見いただきました、1つ目の「連携中枢都市圏・定住自立圏」構想のうち、連携中枢都市圏の概要でございます。御案内のように、昼夜間人口比率がおおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣の市町村とが連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点づくりということでございます。

6 ページをお願いいたします。

第3 2次の調査会以後の圏域の形成状況ということで、資料を用意してございます。

本年4月1日現在で、38の連携中枢都市圏が全国に形成されているところでございます。また、近年に形成された具体の圏域を左上の表にまとめているところでございます。

7 ページにつきましては、連携中枢都市圏に対する地方財政措置を参考に掲載しているところでございます。

8 ページをお願いいたします。

定住自立圏の概要でございます。真ん中左の「圏域形成に向けた手続」に記載してございますが、人口5万人程度以上などの要件を満たす市が、近隣の市町村と連携・協力することにより、必要な生活機能等を確保しようとするものでございます。

この形成状況につきましては、9 ページをお願いいたします。

本年4月1日現在で、130の定住自立圏が全国的に形成されているところでございます。

10 ページをお願いいたします。

連携中枢都市圏の取組の進捗について、分野別で整理した取組の圏域数の状況でございます。第32次の調査会においてお示しした資料をベースにいたしまして、令和2年5月の時点での数字が、その後、どのように増減しているのかを表の中に掲載しているものでございます。

「圏域全体の経済成長のけん引」「高次の都市機能の集積・強化」「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」について、多様な取組が実施されてございます。一方で、第32次の調査会でもお示ししてございますように、青色で着色しているような比較的連携しやすい取組から取組が進んでいると考えられる一方、赤色で着色してございますような土地利用や交通インフラの整備、外部人材の確保等につきましては、依然として連携が十分には進んでいない傾向にあると考えております。

11ページをお願いいたします。

近年の取組の例を御紹介させていただきます。

左下は「圏域全体の経済成長のけん引」の例といたしまして、広島市などの広島広域都市圏において、平成30年度から地域共通ポイント制度が開始され、令和3年からは、スマートフォンアプリの活用へと広げてございます。

また、右下は「高次の都市機能の集積・強化」の例といたしまして、兵庫県姫路市などの播磨圏域連携中枢都市圏において「広域的な立地適正化の方針」に位置付けられておりました高次都市機能増進施設が、令和3年9月に開設されているというものでございます。

引き続きまして、近年の取組の例として、12ページをお願いいたします。

「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に係る取組の例といたしまして、左下でございますが、鳥取市などの因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏におきまして、コロナのワクチン接種が令和3年6月から共同で実施されているものでございます。

右下は、札幌市などのさっぽろ連携中枢都市圏におきまして、公立の夜間中学が令和4年4月に新たに開校され、共同で活用されているものでございます。

13ページをお願いいたします。

引き続き、連携中枢都市圏・定住自立圏に関する取組内容に関してでございますが、デジタル技術の進展を踏まえ、政府といたしまして、デジタル田園都市国家構想の推進を図っており、昨年12月に総合戦略が策定されているところでございます。その中では、地域間の連携の推進が重視されてございまして、連携中枢都市圏・定住自立圏におきましても、デジタルを活用した取組の充実を通じて、圏域のさらなる発展に向け、取組内容を深化させることが重要であるとされてございます。

14ページをお願いいたします。

デジタル技術の活用の取組の例といたしまして、左下は、大分市などの大分都市広域圏における公共施設の案内・予約システムの運用。

それから、右下でございますが、兵庫県姫路市などの播磨圏域連携中枢都市圏におけるマイナンバーカードを活用した図書の貸出しの相互利用が行われているということでござ

います。

15ページをお願いいたします。

国土交通省におきまして「新たな国土形成計画」の検討がなされてございまして、その中で、新たな概念といたしまして、地域生活圏についての議論がなされているところでございます。

2つ目の○に記載してございますが、地域生活圏は、必ずしも市町村間の連携を前提とするものではないものの、「共」の視点からの地域経営、官民のパートナーシップとか、デジタルの徹底活用が重視されてございまして、連携中枢都市圏・定住自立圏の取組の深化を図る上で有用と考えられます。こうした趣旨で御紹介させていただいているものでございます。

16ページをお願いいたします。

「連携中枢都市圏における公共私連携の事例」でございます。行政のほか、商工会議所や大学などが連携し、各主体が積極的な役割を果たすことで、取組を充実させてございます。

左下の福井市などのふくい嶺北連携中枢都市圏では、令和3年から市町や商工会議所などが連携して、事業承継のプロジェクトを始めてございます。

また、右下の宮崎市などのみやざき共創都市圏では、商工会議所や地元の大学と連携いたしまして、6次産業化などの取組を推進しているところでございます。

17ページをお願いいたします。

第32次の調査会で、連携市町村の参画を担保するための法制度化についての議論がなされていたことに関連して、取組を御紹介させていただきます。福山市などの連携中枢都市圏では、圏域のための専門部署を令和5年に設置いたしまして、連携市町村からの職員を受け入れ、市町村間の連携を一層円滑にするための体制を整備しているところでございます。

18ページをお願いいたします。

同様の趣旨からの取組の御紹介でございますが、甲府市などの連携中枢都市圏では、自治体の垣根を越えてやりとりができるビジネスチャットツールを導入いたしまして、連携事業を担当する職員間のコミュニケーションの円滑化を図る取組を進めてございます。

また、盛岡市などのみちのくの連携中枢都市圏では、市町村長の会議体とは別に、事業検討会議等を開催いたしまして、構成市町村間の意見を反映する機会を創出してございます。一番下に記載してございますが、実際に会議等で連携市町村から発案された事業について、令和元年度から実施しているということでございます。

ここまでが連携中枢都市圏・定住自立圏に関するものでございます。

19ページをお願いいたします。

連携中枢都市圏・定住自立圏以外の市町村間の連携についての近年の事例でございます。相模原市や八王子市、町田市が生活圏・経済圏を共有しているつながりを生かしまして、

令和4年度に3市圏域での「地域の未来予測」を作成しており、目指す未来像の議論を今月末に開始する予定としてございます。

20ページをお願いいたします。

「核となる都市のない地域での水平的な連携の取組の事例」といたしまして、宮城県富谷市ほか3町村では、圏域における広域的なバス路線の再編について調査検討を進めてきており、令和4年度には、広域的なバス路線の再編を検討しているところでございます。

21ページをお願いいたします。

隣接していない自治体間での連携の事例といたしまして、愛媛県今治市、静岡県袋井市、鹿児島県阿久根市では、マイナンバーカードを活用して、住民手続の利便性を向上させるサービスを共同で活用するような事業を連携して行おうとしているものでございます。

22ページをお願いいたします。

「都道府県による市町村の補完・支援の事例」でございます。2つ御紹介させていただきます。

本ページでは、まず、秋田県の事例でございます。従来から、秋田県と一部の市町村との間で、下水道事業を協力して推進してきたところでございますが、本年3月に秋田県及び県内の全ての市町村との間で、生活排水処理事業の運営に係る連携協約を締結したところでございます。下水道事業に関する経営戦略等の策定支援や、技術継承の支援のための官民出資による株式会社を本年11月に設立する予定としてございます。

23ページをお願いいたします。

もう一つは、奈良県の事例でございます。「奈良モデル」の取組といたしましては、本調査会でも御説明してきているところでございますが、森林・林業を担う専門人材を育成するために、令和3年に奈良県フォレストアカデミーを開校いたしまして、卒業した県職員が、市町村の森林環境管理業務や、市町村から県が受託した事務を担っているということでございます。

24ページをお願いいたします。

ここからは、資源の共同利用に関しまして、人材に着目して御説明させていただきます。

まず「地方公共団体の職員数の推移」でございます。平成6年をピークといたしまして、平成28年まで一貫して減少し、その後、横ばいから微増傾向にございます。令和4年4月現在で、地方公務員数は280万3600人ほどとなっております。

次のページをお願いいたします。

専門人材の状況でございます。図は、左上が土木技師、右上が農林水産技師、左下が建築技師、右下が保健師・助産師でございます。それぞれについて、人口規模別の市町村における専門人材の配置状況を表しているものでございます。

それぞれの施策分野に共通して、小規模市町村においては、専門職員が配置されないか、または少数の職員しか配置されていない状況がうかがえると思います。

次のページをお願いいたします。

引き続き、専門人材の状況でございますが、土木関連の技術職員を配置していない433の市町村に対しまして、アンケート調査を行ったものの概要でございます。

2点ございまして、1つ目は「技術職員がいない市町村における土木関連業務等の実施状況」。2つ目は「技術職員を採用していない（できていない）理由」を求めたものの概要でございます。

1点目につきましては、①の表にございますように、事務職による対応や外部委託、都道府県等からの職員派遣による対応がなされているという回答でございました。

2つ目につきましては、②の表にございますように、募集しても見込みがない、採用できないとか、定員管理・人事管理上の懸念、財政的な課題といった回答が見られたところでございます。

次のページをお願いいたします。

27ページでございますが、第32次の地方制度調査会の令和2年4月23日の専門小委員会における、地方六団体の意見聴取の際の専門人材の確保・育成についての御意見を抜粋したものでございます。

全国市長会の会長からは、小規模自治体に対する補完機能、特に人材が足りない、人材不足に対して、県と一緒に人材確保を図ることができるようにしてもらいたいといった御意見をいただいております。

また、全国町村会の会長からは、技術職員の確保につきまして、令和2年度から実施される市町村支援スキームは、本会としても、平時と危機管理を対応させた仕組みとして評価しているといった御意見がございました。

全国知事会の会長からは、技術職員の充実、都道府県においても土木、建築、農業土木など、職員の確保が、特に大都市部では大変厳しい状況となっている、人材確保が進むような制度、そうしたインセンティブなどを是非お願いしたいという御意見でございます。

また、全国市議会議長会の会長からは、都道府県補完による専門人材の育成・確保、優れた専門家の確保は喫緊の課題である、市町村単独では、専門人材の育成・確保には限界があると。それから、都道府県と関係市町村と一緒に多様な専門人材を地元で計画的に養成するシステムを考えるべきといった御意見を頂戴しているところでございます。

28ページをお願いいたします。

復旧・復興支援の観点から、令和2年度より講じております技術職員派遣制度のスキームでございます。都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時の中長期の派遣要員を確保する仕組みでございます。

真ん中の図の（A）でございますが、平時における技術職員不足の市町村支援は、令和4年4月1日現在で337名が従事している状況でございます。

29ページをお願いいたします。

28ページで御説明いたしました派遣制度の関係で、平時における都道府県による市町村支援業務の状況をまとめたものでございます。

まずは、①の身分につきましては、27都道府県全てにおいて、都道府県職員の身分で実施されているということでございます。

②の市町村支援の内容につきましては、体制の強化や市町村への職員派遣の拡大、研修などの増加・充実、県による業務の受託が挙げられてございます。

③は、市町村の受け止めでございますが、相談がしやすくなったり、人材育成が促進されたり、業務の円滑化につながったりなどと評価する声が聞かれてございます。

30ページをお願いいたします。

専門人材のうち、近年のデジタル技術の普及・活用を踏まえ、都道府県や連携中枢都市などがデジタル人材を確保し、市町村のデジタル化の取組を支援する場合、一定の経費に対しまして、令和5年度から特別交付税措置を講じることにしてございます。

31ページをお願いいたします。

県と市町村が専門人材の共同確保に向けて連携している事例でございます。長野県では、定例的に開催してございます協議の場を活用いたしまして、単独の市町村では確保が困難な専門人材のうち、特に保健師、保育士について、共同で確保するための仕組みを検討中でございます。

平成27年から検討を進めてございまして、令和4年には、「現在の検討状況」のすぐ上に記載してございますように、市町村に対するアンケート調査を実施してございます。採用の困難や、職員の確保の苦慮などの課題が指摘されてございます。現在は、下から5行目にありますように、専門職員の確保のプロジェクトチームを設置し、検討している状況でございます。

32ページをお願いいたします。

「市町村間の連携による専門人材の採用試験の共同実施の事例」でございます。

南信州の広域連合を構成する市町村のうち、6つの市町村では、令和6年度の保健師の採用試験を共同で実施することとし、現在募集を行っているところでございます。

33ページをお願いいたします。

ここからは、第32次の調査会において御議論いただきました、「地域の未来予測」についてでございます。

少し振り返りになりますが、持続可能な行政サービスを提供するためには、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通すことが重要であり、答申において、「地域の未来予測」の作成、目指す未来像の議論の重要性が盛り込まれたところでございます。その後、令和2年から令和3年にかけて、私どもの方でワーキンググループを開催させていただいたところであり、その内容の要件等を整理いたしまして、また、特に複数の市町村での共同作成も有効と考え、令和4年度から地方財政措置を講じている状況でございます。

34ページをお願いいたします。

こちらは、33ページ目で御説明させていただきましたワーキンググループの概要でござ

ざいまして、下の表につきましては、分野と指標の例を取りまとめさせていただいたものでございます。

35ページにつきましては、33ページ目で御説明いたしました、複数の市町村による共同作成の場合の特別交付税措置の概要でございます。

36ページをお願いいたします。

近年の作成事例といたしまして、まずは、新潟市の事例でございます。令和4年3月に公表されているものでございます。

また、37ページでございますが、複数市町村による作成の事例といたしまして、京都府の北部地域の事例でございます。本年2月に公表されたものでございます。

なお、地域の未来予測につきましては、19ページで御説明いたしました町田市、相模原市などによる事例も挙げられます。

38ページをお願いいたします。

こうした一方で、作成に向けた取組はまだまだこれからだと認識してございまして、自治体へのアンケートによれば、イメージが湧かないとか、ノウハウの不足、作成手順や、あるいは必要性は理解しているものの、まだ余裕がないといった声が上がってございます。

私どもとして、引き続き事例の提供、プロセスを含めた情報提供や作成のタイミング、また、活用できるデータなど、丁寧に情報提供をしながら、作成に向けて努めていきたいと考えてございます。

39ページをお願いいたします。

地域の未来予測につきまして、市町村の求めに応じて、その作成を支援する方策を講じている都道府県の事例といたしまして、熊本県、沖縄県の事例がございますので、それを掲載しているものでございます。

40ページをお願いいたします。

参考といたしまして、フューチャー・デザインについて御説明させていただきます。

3つ目の○に記載してございますように、ワークショップの参加者が、仮想の将来世代として未来人になり切り、現代人の役を担う人との間で議論をしようとするものと認識してございます。

地域の未来予測を作成した後、目指す未来像を議論していただくことが重要だと考えてございますが、その際の有用な議論の方法として受け止めることができるのではないかという趣旨で掲載させていただいているところでございます。

41ページをお願いいたします。

「1. ポストコロナにおける地方公共団体相互間の連携・協力」についての「検討の視点」でございます。

5つ掲載しております。

1つ目の○でございます。

地方公共団体は、人口減少・高齢化等の人口構造の変化等に伴う資源制約に的確に対応

し、持続可能な形で行政サービスを提供し、住民の暮らしを支えていく必要がございますが、コロナ禍を経て深刻化している変化・課題もあることを踏まえると、より多くの市町村が地域の未来予測を作成して、行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題を見通し、様々な主体がどのような未来を実現したいのか、議論を重ね、ビジョンを共有していくことが重要ではないか。

2つ目の○でございます。

連携中枢都市圏・定住自立圏の形成は、いずれも相当程度進捗しております。今後は、それぞれの圏域における、合意形成が容易でない重要課題についての積極的な議論と合意形成、また、連携市町村の参画・意見反映の担保等、取組のさらなる深化が求められるのではないかと。

また、デジタル技術の活用は、経済成長の牽引や都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上といった取組の深化のみならず、共・私の担い手の積極的な参加促進にも有用と考えられるのではないかと。

3つ目の○でございます。

住民の日常生活の範囲が市町村の区域を越えて広がっている地域や、市町村間の広域連携を視野に入れている地域においては、地域の未来予測の共同策定や、地域の未来予測を踏まえた連携事業に取り組んでいくことが重要ではないかと。

4つ目の○でございます。

都道府県には、引き続き市町村の自主性・自立性を尊重することを基本としつつ、個々の市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、きめ細やかに補完・支援を行う役割を果たしていくことが求められるのではないかと。

最後に、5つ目の○でございます。

技術職員等の専門人材については、市町村が独自に確保・育成することを原則とするものの、特に小規模な市町村を中心に、専門人材の確保が大きな課題として認識されている。

今後、小規模市町村に限らず、多くの市町村において、専門人材の確保がますます困難になっていくであろう状況を踏まえると、今後は、都道府県や連携中枢都市等に期待される役割が一層大きくなっていくのではないかとということでございます。

42ページをお願いいたします。

続きまして「2. ポストコロナの経済社会における公共私連携」についてでございます。

43ページをお願いいたします。

まず、第32次地方制度調査会の答申でございますが「3. 公共私連携」として、地域社会の多様な担い手の連携が重要とされてございます。

44ページをお願いいたします。

地域社会において、自治会、町内会等は、実態上、中心的な存在であると考えられます。その自治会、町内会等、地縁による団体についての概要でございます。全国で29万68

00存在してございます。加入率の平均の推移は、右下のグラフにあるように、減少傾向にございます。また、地縁による団体のうち、法人格を取得する制度として、認可地縁団体制度がございまして、その数は5万1030存在してございます。

45ページをお願いいたします。

このページと次のページにつきましては、認可地縁団体制度の改正の内容でございます。

まず、本ページでございますが、自治会、町内会等の活動の多様化を踏まえ、第32次の調査会答申の内容を踏まえまして、不動産の保有の有無にかかわらず、市町村長の認可により法人格を取得し、認可地縁団体となることができるようにするための地方自治法の改正を令和3年に行い、令和3年11月26日に施行してございます。

46ページをお願いいたします。

地方公共団体からの要望を踏まえ、認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与することができるよう、認可地縁団体が合併することを直接可能とするための規定、及びコロナ禍の状況を踏まえまして、決議について、対面での開催のみならず、書面などによる非対面での決議を可能とするための地方自治法の改正を令和4年に行い、本年4月1日から全部施行しているところでございます。

47ページをお願いいたします。

自治会、町内会等は、活動の持続可能性が低下する一方、地域コミュニティにおいて、新たな課題や対応が生じているところでございます。そうした中で「地域コミュニティに関する研究会」を私どもの方で令和3年7月から令和4年3月まで開催したところでございます。

その概要が48ページでございます。

左側を見ていただきますと「地域活動のデジタル化」「自治会等の活動の持続可能性の向上」「地域コミュニティの様々な主体間の連携」という3つの視点から、それぞれ市町村がデジタル化の推進、持続可能性の向上、連携の強化を図るための視点を取りまとめ、自治体への共有・理解促進を進めるものでございます。

49ページをお願いいたします。

まず、「地域活動のデジタル化」についてでございます。地域活動のデジタル化を図ることの必要性そのものは、市町村としては感じておりますものの、自治会、町内会等の地域活動のデジタル化の事例として、市町村が把握しているものはいまだ少ない状況にございます。一方で、独自に自治会、町内会等がデジタル化に取り組んでいる事例も見られるところでございます。

50ページをお願いいたします。

同じく、地域活動のデジタル化に関連して、令和4年度に市区町村が予算措置を講じた事例は、左側の表にありますように、全体の1割程度にとどまっておりますが、タブレットの無償貸与や、アドバイザーの派遣などの支援を行っている事例もございます。こうした状況を踏まえまして、私どもとして、今年度、地域活動のデジタル化に関する実証事業

を実施することとしてございます。後のページに出てきます。

5 1 ページをお願いいたします。

続きまして、地域活動の持続可能性の向上に関連いたしまして、まずは、コロナ禍で地域活動は休止等を余儀なくされ、そのことが地域コミュニティの弱体化に拍車をかけているのではないかという指摘を受けることがございます。

私どもの方で調査させていただいた結果、そうした困難な状況の下にあっても、負担の軽減に配慮しながら、地域のイベント等を創意工夫により実施した事例がございまして、その中から2つほど掲載してございます。

左側は、若い世代による伝統文化のねぶたの復活、右側は、民俗芸能の発表会の開催という事例でございます。

5 2 ページをお願いいたします。

同じく、持続可能性の向上に関しまして、市町村が自治会や町内会等に対して、広報誌の配布や委員の推薦などを依頼する、いわゆる行政協力業務が存在してございます。この見直しは、持続可能性の向上を考える上で、課題として挙げることができると考えてございます。

既に御紹介させていただいた「地域コミュニティに関する研究会」におきましても、そのあり方の見直しを市町村が行う必要性が言及されておりますところ、昨年後半から、市町村と意見交換を図る中で、見直しに向けた取組に着手した事例が一番下に出てきているところでございます。

5 3 ページをお願いいたします。

持続可能性の向上に関する総務省の取組といたしまして、真ん中にありますが、デジタル化の促進に向けた実証事業の関係でございます。

また、下段につきましては、地方交付税措置を拡充し、加入促進や活動内容の周知に対する市町村の支援に要する経費を新たに対象としてございます。

5 4 ページをお願いいたします。

最後に、地域における各種の主体間での連携でございます。

まずは、明石市の事例を掲載してございます。自治会を含む校区のまちづくり組織で、子ども食堂などの事業活動に際して、団体間での連携が行われているものでございます。

5 5 ページをお願いいたします。

「地域の居場所についてのリストやマップの作成・公表状況」でございます。

多様な地域の主体間の連携を促進する観点から、高齢者や子供の居場所を運営する団体の活動を見える化することが必要でございます。そのために、市町村として、こうした主体の活動の実態を把握する必要があります。私どもの調査によれば、こうしたリストやマップの作成・公表に至っていない市区町村が多いところでございます。ただし、こうした取組は、第32次の調査会答申の中でも、連携・協力のプラットフォームを市区町村が積極的に構築していく役割を担うことと密接に関連するものとして、今後とも必要な取組

であると考えてございます。

56ページをお願いいたします。

「地域活動のコーディネーターに関する自治体による支援の事例」でございます。地域における多様な主体間の連携を促進するためには、コーディネート役割を担う存在が有用でございます。第32次の調査会でも、その旨が言及されてございます。

こうした取組が、地域における主体間の連携の促進につながり、地域の複雑な課題の解決に資すると考えてございます。

なお、16ページで御説明いたしました連携中枢都市圏の事例の中で、公共私連携についても併せて御説明させていただいており、その点も付言させていただきたいと思っております。

最後に、57ページでございます。

「2. ポストコロナの経済社会における公共私連携」についての「検討の視点」でございます。

1つ目の○でございます。

地域における共助の担い手たる自治会、町内会においては、加入率の低下や担い手不足により、その活動の持続可能性の維持が危惧される中、デジタル化を進めることや、運営面の負担に配慮した上で、地域の催事・イベントを実施することなどにより、多様な人材の参加につなげ、持続可能性を高めることが適当ではないか。そして、そのための支援を市町村が行うことも一層求められるのではないか。

2つ目でございます。

ポストコロナの地域社会において、地域福祉や防災など、複雑化する課題への対応の必要性は一層高まっていくと想定されます。

こうした中で、地域を特定して、課題を特定せずに活動する自治会、町内会等と、地域は特定しないが、課題を特定して活動するNPO等の団体とが連携することが、これまで以上に求められるのではないか。

そして、地域コミュニティにおける様々な主体間の連携を強化する上で、市町村による支援が一層必要とされるのではないか。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明に関しまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

土山委員、お願いします。

○土山委員 御説明ありがとうございました。

私は、今次からの参加ですので、32次地制調までに、非常に充実した議論がなされて、

その結果が制度として具体化していることを改めて確認させていただきました。ありがとうございます。

1、2につきまして、1については、具体的には細かな点を2点、2については1点と、少し補足的に0.5点のような感じでそれぞれお話しできればと思います。

1についてです。

広域連携の仕組みが非常にたくさんあること、その圏域の制度などが充実して、整っていると理解いたしました。

また、もちろん、ここに書かれていない一部事務組合などの従来からの制度もあり、また、コロナ禍の保健師さん不足問題への対策でも示されましたが、人材に関して、県が補完的に、あるいは自治体間で水平的に連携する仕組み・制度は整っていて、そうなりますと、制度は十分に整っているといえます。

そうしますと、好事例の共有は必要かと思うのですが、あとは自治体のそれぞれの状況に応じた自己選択にお任せすることでよいのではと考えます。

10ページについて、外部人材や公共交通などの連携の難しさ、また、28ページに、技術系職員の人材確保の難しさが書かれていますが、これはいずれもその問題自体の難しさであって、制度のせいではないのではないかと思います。

また、制度的に、未来予測も非常に重要であろうと思います。

ただ、同時に、コロナ禍によって、インフラなどの危機は前倒しになっています。災害は、色々な地域の危機を前倒しにするとよく申しますが、もともと困難を抱えていて、困難により近い状況にある地域にとっては、インフラなどをはじめとして、足元のインフラの更新のための予測や計画や話し合いをどうしても優先せざるを得ないところがあります。喫緊の足元の課題に先に対応する、また、人の数からいっても、そうせざるを得ないところもあります。その意味では、（未来予測も）制度を整えた後は、それぞれの使い方にお任せするという事なのではないかと思います。

この前提で、ちょっと気になりましたのは、2点ありまして、1点目は、こんなに圏域があると、地域の核になっている自治体は対象が限られてきますから、いくつもの圏域を内包している自治体があると思います。

そうすると、新しく圏域を設定したり、圏域の活動を維持したりするために、色々な計画をつくったり、調整したり、報告書を書いたりということがたくさん求められます。そうした多様な圏域があることでの事務負担が結構重くなっているのではないかと想像することもできます。

私は、研究で一全総（全国総合開発計画）から三全総まで、指定を受けた自治体をマッピングしたことがあったのですが、相当に重なっていて、それぞれの施策に対して、1つの圏域で1つの何かが起こると、計画を1つつくって、それを評価したり、回したりしていかなければいけないということがあって、そうした圏域の仕組みの重なりが、自治体の現場の事務負担になっているところがあるのではないかと少し心配しております。

す。

2点目は、少しステージの違う話なのですが、こうした課題に対する合意形成といいますと、議会という存在が重要になってきます。一方、県議会を見ますと、一票の格差からいうと、人口減少地域の議席が少なくなり、大都市部、特に政令指定都市の議員の方の数が多くなります。

ただ、そうすると、県が補完機能を果たすときに、県とつながって、基礎自治体と連携を深めていく、それを議会の場で発言したり、捉えたりする方の議席が減少していくということも、想像というか、それは具体的に起こっているところではないかと思っています。

その意味では、県の補完機能の重要性が増していっている中、特に圏域ではない、個別の課題の対応が喫緊になるとときには、個別の事業での連携が期待されますので、そうすると、県が補完しつつ連携する形が多く使われるのではないかと思います。そうした県と基礎自治体の連携のことを考えるときに、議会における県と基礎自治体のより充実した意見交換ができる代表者の選出について、大都市ではない議席が減っていっていることは、懸念があるなと思っていますところでございます。

1については、少し長くなってしまいましたが、制度は十分に整ったので、それを生かしていただくということではないかと思っています。これ以上は、あとは自己選択にお任せする領域ではないかと思っていますということでございます。

2について、住民に対する支援も、本当に充実してきていることが理解できました。また、町内会、自治会については、加入促進にも交付税算定がなされているということは、私の不勉強で、しっかりと存じ上げていなかったもので、こういうところまで支援がなされているのだと感じました。

同時に、ここに書かれていることだけではなくて、例えば地域・集落支援員の制度や休眠預金の活用とか、そうした人々の市民的活動を支援する様々な制度が充実してきているので、これもあとは自治に任せる領域ではないかと。こちらの方は、非常に強くそれを感じているということでございます。

というのも、地域の状況は、基礎自治体の固有性が高いですが、住民組織も非常に固有性が高く、また、その中には政治、感情や、もっとそうしたレベルの色々なマターが現れてくるということで、例えば、「あいつがいるうちは俺は絶対に自治会には入らない」ということが現場ではあるわけです。それに対して誘導して入ってもらおうというのは、なかなか難しいところがございます。

また、例えば自治体では、地域自治協議会をつくっているところもありますが、それも制度として、人々の任意に任せた手挙げ方式ではなくて、まちで、全体で一斉に制度をつくろうとしたところになりますと、つくれるところとつくれないところがあって、つくれないところを支援した行政は、ずっとその支援を続けなければいけないということが現場としてあります。「そっち（行政）がつくったらどうと言ったのだから、後まで面倒を見てよ」となるわけです。

そうすると、制度を使ってもらうために、職員が個別の地域や人々の団体を支援すると、職員の負担はとて増えることになります。既にたくさんの制度があって、地域に色々な形で補助金がある、その補助金の使い方は、補助金それぞれによって違って、会計報告も求められていて、これが分からないからやってよとなるわけです。そうすると、自治体職員の負担は大変に増えることになります。

結論的には、最後の57ページに書いてあるところで、そこは市民の自治の領域に任せ、「そして」以下は書かないほうがよいのではないかと考えています。市民の自治の領域に行政が踏み込む表現について、もう制度があるわけですから、それは使っていただくに任せて、そこに踏み込まないほうがよいのではないかと考えているということです。

補足的になのですが、第32次地制調で挙げていただきました、56ページの地域公共人材というネーミングでございます。

地域公共人材とは、もともと2010年ぐらいから京都の龍谷大学で検討を始めて、京都の他大学とともに議論しました。その結果、京都では、公共政策大学院が連携して、地域公共人材資格という地域認証の資格制度を走らせて、今でも運営していて、学部卒レベルの初級地域公共人材は400名、大学院修士レベルの地域公共人材は100名を超える登録が進んでいます。

そこでは、地域公共人材は、職業の分断を超えて位置付けていまして、例えば自治体職員も、議員も、NPOのスタッフも、地域の活動をされている方も、職業的地域公共人材という言い方をされていて、民間だけの呼称ではないということが当初の理論的な整理でございました。補足させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 東京大学の牧原です。

まず、連携の件ですが、今、土山委員もおっしゃったように、私も、ほぼ定住自立圏・連携中枢都市圏で網羅されているという今の御説明からすると、まだ足りない地域において、都道府県による対応を考えていかなければいけないのではないかと思います。

その場合、都道府県がどう関わるかは、市町村の自治との関係もあるから、簡単ではないのですが、2つぐらいあるのではないかと考えています。

一つは、都道府県は、域内の市町村と様々な連絡会議を持っているので、これがどの程度連携の実質を果たしているかという視角もあるのではないかと。そうした現行の連携の制度をどうここでいう連携と関係づけるのか、それともただの連絡会議にすぎないのかというあたりは、少し整理する必要があるとあって、現行の都道府県と市町村とのコミュニケーションの場をさらに強化するということもあり得るのかもしれないと思います。

2点目ですが、例えば今、「地域の未来予測」をここで議論している。この未来予測に関して、市町村が取り組んでいるものと都道府県との関わりがどうか。そこで一定の連携

が取れば、かなり広域の未来予測ができるのかどうかということだと思います。

さらに、その場合に、実はデジタル化という要素が重要になってくるのではないのでしょうか。

つまり、例えば連携中枢都市圏をバージョンアップとした場合には、今ある連携ビジョンもバージョンアップすることになり、デジタル化を具体的にここに導入するとするならば、どういう将来のビジョン、あるいは広域連携のあり方があるのかをさらに展開できるのではないかと思います。未来予測の要素として、デジタル化を柱に立てていく必要があるのではないかと考えています。

さらに、国土形成計画との関係で、それが広域連携と重なるという話でしたが、今回の連携の枠組みを考えるにあたって、各省の個別事業でも、国土形成計画と同様に、個別事業と広域連携との重なりが現地で起こっている。

府省で様々な事業で地域連携を行っているわけですが、これをどのように全体として捉えるかという問題になるだろうというわけです。たとえば下水道の広域連携が例に挙げられますが、地方制度の枠組みで議論するに際しても、本来的に、府省間の地域連携を全体として連携させることが必要になってきているのではないかと考えています。それを我々がどのように考えるべきかということがあるのではないかと考えています。

そして、公共私については、今日の御議論でもかなり言い尽くされているのですが、人口減という要素をもう一回ここで考える必要があるのだと思います。

第一に、既に過疎化が進んで、コミュニティ活動が難しくなっている地域はどうするか。これは市区町村、要するにコミュニティに対する市区町村の人的支援が不可欠で、様々な取組がなされていますが、それはやはり強調されていいのではないかと考えています。

2点目は、今は元気なのだけれども、人口減がこれから進みますとすると、弱っていく場合。これに対してどのように対応するかということなのだと思います。まちづくり協議会をさらに発展させるというケースがありましたが、NPOや様々な地域の団体の相互援助、あるいはまちづくり協議会そのものを合併することも行われているようですが、そういった形で、いわゆる町内会のような地縁組織以外の地域団体をより拡充するというのでしょうか、それを将来の人口減へ対応するというで、そういう視角もあるのではないかと考えた次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 ありがとうございます。

色々とお話が出てきていると思うのですが、前回、たしか伊藤委員がおっしゃった非隣接自治体間の連携は、デジタル化が進んでいる今、もう少しやったほうがいいのではない

かと。それは非常に重要な御指摘だと思って、伺っていました。

今日の資料でも、やっているところがあると1つ出ていましたが、実はもうちょっと色々な分野でできるのではないかと思っています。

私が今すぐ思いつくのは、例えば観光で、ユネスコの無形文化遺産になっているお祭りをやっているところとかは、全国に何か所もありますね。あと、お城を持っているところとか、そういうところが全然隣接していない、色々な広域にまたがっているのだけれども、連携の枠組みみたいなものがあると、もう少し何か色々なことができるのではないかと思った次第です。それが1点目です。

もう一点は、地縁団体の加入促進に係る経費の話が先ほど出ましたが、地縁団体の加入は、今は世帯単位になっているのです。

統一地方選の前後に、色々と取材されたりして、何で女性議員が増えないかということを見たりしたのですが、そうすると、そもそも自治会とか町内会は世帯主しか加入できないので、その中から支援する候補者を選ぶということになると、どうしても男の人ばかりになってしまう地域が結構あるという話があります。

そういうことを考えますと、そもそも世帯主という概念自体が何だか昔の戸主みたいで、今どきそんなことを言っているのかという気がしないでもないのですが、一体、地縁団体のメンバーシップをどう考えるのかという視点もあつたほうがいいのではないかと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 ありがとうございます。岩崎です。

大変分かりやすい御説明をありがとうございました。

検討の視点1からコメントと質問を1つずつ、2からコメントを1つさせていただきたいと思います。

まず、専門人材についてですが、分野によって不足する現状は異なるかと思うのですが、最近、都道府県と市町村の連携が非常に進みつつあります。例えば東京都では、デジタルサービス局がG o v T e c h 東京を設立しまして、市区町村にデジタル人材を派遣する仕組みづくりをスタートしているということからも、有機的に活動が進むのではないかと期待しているところです。

1点、質問は、先ほど御説明にもありましたように、連携中枢都市圏とか定住自立圏の形成が相当進んできたというお話がございましたが、この連携が地域経済にどれほど寄与したかどうかといった、定量的な調査が行われているかどうか。特筆すべきような事例がもしありましたら、教えていただければと思います。

検討の視点2のコメントですが、まず、町内会、自治会は、歴史的に見ても、非常に多種多様な活動を行ってきていて、国や地方公共団体の行財政のサービスの中で、町内会、

自治体を前提としているものも数多くあり、行財政のリソース不足の中で、住民ニーズにかなうサービスがこれまでも提供されてきたと思います。

今後、御指摘の大きな環境変化の中で、どう持続的に活動を進めていくのかという点についてですが、例えば今年は関東大震災から100年という節目の年でもあり、また最近、非常に頻りに地震が全国各地で起きている現状から考えますと、今後想定されると言われている東海・東南海・南海トラフ地震、あるいは首都直下型地震等の災害対応に機能できるような活動をこういった自治会組織に大いに期待できるかと思います。

特に高齢社会においては、高齢者の約7から8割がこうした災害の被災者になるということが、数多くの過去の事例からも明らかになっています。また、デジタル弱者と言われることが多い高齢者において、デジタルを活用できる者とできない者、あるいは持っている者、持っていない者などの二極化が大きく進んでしまっているため、今、各省庁、あるいは都道府県、市区町村で実施されているスマホ教室などを通じて、自治会組織との連携が進められるかと思います。

あと、地方制度調査会では、毎回地方六団体の皆様が参加されているわけですが、各自治体の首長様がいかに住民参加を促して、自治体機能を活性化させて、高齢化、あるいは人口減少問題に対応するかという多くの自治体に共通する課題の解決に尽力されていると思います。是非ソーシャルインクルージョンを踏まえた自治会、町内会の活動が進めばよいと思っているところです。

仮に、こうした視点で機能することができれば、今、民間企業でも、コーポレートガバナンス・コードでESGが重視されているのですが、行政だけではなくて、民間もこうした活動に協力・連携しやすくなるのではないかと思います。

長くなりましたが、以上、コメントと質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

連携の効果に関する定量的なデータ等は何かあるかという御質問がございましたが、その点はいかがでしょうか。

○田中市町村課長 地域経済全般への定量的な効果についての御質問だと思いますが、今の時点で想定できるものはないのですが、まさに視点としては重要だと思っていて、それぞれの連携中枢都市圏において取組を色々とやっていただく上で、それらの効果がどのように地域経済なり、住民サービスに寄与しているのかということはすごく重要だと思っています。

連携中枢都市圏におきましても、KPIを作成していただいて、それに基づく効果検証、PDCAをしっかりと回していただくことが重要だと思っていて、我々としても、そういう取組を周知させていただきながら、圏域の取組の深化に生かしていただくようにしていきます。

その中で、KPI自体を見直したという事例を承知してはおりますが、いかんせんその

事例自体も、例えば市民のNPOと協働している事業の数といった、割と事業レベルの進捗を表すための指標です。繰り返しになりますが、今、手元に、地域経済全体としてどれくらい結びついたのかみたいなことは、持ち合わせていない状況でございます。

○田中行政課長 大山先生から、地縁団体について、世帯単位になっているという御指摘でございます。国が必ずしも関与せずに自主的な組織として自治会とか町内会が設けられる場合には、国と関係ない世界でやっていますので、確かに実態として世帯単位になっていたり、あるいは自分の経験からも世帯単位で会費を取られたりするというところで、確かに世帯が前提になっていることはあろうかと思えます。

他方で、国が法律で関与する仕組み、例えば法人格を与えるような仕組み、認可地縁団体、前回の地方制度調査会で御議論いただいて制度改正しましたが、こういう仕組みになってきますと、世帯ではなくて、区域内に住所を有する全ての個人が構成員になることができるということが法律上の要件になっていることについて御紹介させていただきます。

○大山副会長 ありがとうございます。

それは分かっているのです。ですから、国が援助する以上は、もうちょっと開放するような方向性を取っていただいたらいいのではないかということなのです。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 御説明どうもありがとうございました。太田でございます。

私も何点か意見を述べるとともに、質問ないしお願いをしておきたいと思えます。

まず、最初の論点であった地方公共団体相互間の連携・協力でございますが、第32次地制調の路線をさらに進める方向で基本考えておられて、それはある意味物理法則のように自然かなとは思いますが、若干注意する必要があるかなという気がいたします。

すなわち、連携をより多くし、さらなる深化を図ると国が単純に言うと、義務づけ、義務づけでなくても誘導という形の印象を与えるので、そこら辺はもう少ししっかりと考えておく必要があるだろうという気がいたします。

特に、作文の問題でしかないのですが、41頁において、都道府県には、引き続き市町村の自主性・自立性を尊重することを基本としつつ、と書いてある一方で、ここには国への言及がないのです。だから、都道府県のみが市町村の自主性・自立性を尊重するという形で余分な裏読みをされると困るので、義務づけるなら、義務づけの議論をここでしっかりとする必要はあるし、そういうつもりはないというなら、そういうつもりはないということをきちんと書いておく必要があるかと思いました。

ただ、本当にどうしたらいいのかという問題はあるまして、一つ細かい制度的なものを申しますと、大山委員がおっしゃった、21ページにある非隣接の自治体の連携などを進める必要はないかという問題に関し、私もそれはあったほうがいいのではないかと思います。その際、連携協約の枠組みに載せるのがいいのか、そうでないのがいいのか、若干問題があるのではないか。この点は議論したほうがいいのかと思います。とりわけ資料上、や

ってほしいのに、なかなか進んでいないという雰囲気書かれている10ページとかを見ますと、ここで書かれている取組内容はどちらかというと空間管理系のものが多い。要するに、一定の都市空間という形で物理的な空間を考えて、そこで一体として整備していくというイメージですから、非隣接自治体間での連携を進めても、この解決になるかどうかは、当然、よく分からないところがあるわけです。ですから、非隣接の自治体連携を進める際に、特出しした枠組みをつくるのか、一般の枠組みの中でやってくれと考えるか、あるいは何の制度がなくても、やりたい人たちは、別に普通の私法上の方法でやっていい分野でもございますので、そこら辺をどう考えるかという問題はあるかと思えます。

他方で、10ページの中で、取組を進めるという観点からしたときに、私が気になるのは、減っているところがあるという現象です。赤く塗られているのが減っているのですが、これは連携が広がってパーセントが減っているだけではなくて、絶対数も減っているの、やめたということです。

ですので、何でやめたかという疑問が出てくると共に、目的を達成したのでやめたというならいいのですが、にわかには考えにくく、やめた事例についてケーススタディーを行い、そこに何か制度的な問題があるのであれば、それは我々として考えたほうがいいのではないかという気がいたします。ですから、何故、連携をやめたかもし御存じであれば教えていただきたいし、もしよく分からないというのだったら、今後、調べていただけないかというのがお願いでございます。

次に、都道府県が補完せざるを得ないだろうというのは、私もそのとおりだと思います。それはそのとおりだと思うのですが、一番問題の専門人材のところになりますと、今日のお話に出てきていたのは、結局、28ページの平時は派遣して、配置するという事になっているようです。そうすると、これはイメージとしては、ずっと配置しっ放し、具体的な人は替わるけれども、都道府県の職員が事実上配置されて、そのままということになるのかという疑問が出てきます。つまり、もっと言えば、奈良県の例が出ていたように、都道府県が市町村のための専門人材を育てる契機を考えなくていいか。考えないと、一度都道府県の職員をそこに配置したら、そこは丸抱えといいますか、頼りっ放しになってしまうのではないかと。それでいいのか。人口減少で過疎化が進んでいく以上、それでいいのだ、それ以外に道はない、頼んだら最後、そうなるのだと割り切るのも手かと思えます。しかし、あまり露骨に割り切るのはどうなのかなという気がいたしまして、そこら辺の見通しがあれば教えていただきたいし、論点化しておく必要があるのではないかと思った次第です。

それから、この問題に関して、土山委員がおっしゃった議会の位置付けの問題についてです。確かに、助けてもらいたいところの利益表出をする議員が減っていく問題が、投票権の平等を考えて人口比で選挙区への定数配分を行っていくと生じるわけでございます。ただ、私は、他方において、補完をしてくれと議会を通じて交渉するのかということについて、そこに疑問がありまして、どちらかというと、言わば外交関係ではないですが、補

完してほしい市町村が都道府県に対して言う、つまり、これは首長部局の関係でまず市町村が利益を表出する、それについて都道府県が補完するという形で考えるべきではないか。そして、都道府県が補完する場合、基本、都道府県が財政支出をするのでしょから、そのことについて、都道府県議会が同意を与える、補完の合意を批准する形になるのではないかと。そうすると、むしろ、これはきちんと都市部の議員の同意を得ておく必要があるのではないかと思われ、私としては、土山委員の問題意識は理解しますが、議会の議員分布の仕方を論点化するのはどうかなと思います。むしろ人口比例で都市部の代表がいる議会が同意したという形を取ることが重要ではないかと。それが嫌なら、特別自治市制度を導入して、大都市に出ていってもらった残りが助けるというか、補完するという形を取らざるを得ないのではないかと思った次第でございます。

次に、公共私連携でございます。これも57ページで支援するということですが、手を挙げてもらいやすくするように、支援するぐらいはしたほうがいいのではないかと私も思います、問題はその支援の質なのではないかと思えます。

牧原委員や大山委員もおっしゃっていたように、今は支援して、そういう場所とか事業を増やす方向に力を入れているために、その事業が持つべき質、端的に言うと、開放性とか透明性の部分について、ややおろそかにしていないか、少なくとも条件にはしていないのではないかという感じを受けることがあります。

これは、総務省がなさっているほかに、私は関心柄、福祉系も見ますが、居場所とつながりという標語の下、とにかくカフェでも何でもいいからやってくれば、そこに行けるような場所をやってくればお金を出すみたいな感じになっている印象を受けます。

ただ、結局、何かの目的と関心でやりますから、事業者がクライアントをとといいますか、要するに、やってくれている人たちが誰を相談相手にするか、誰を支援相手にするかということ結構恣意的に選べる危険があるままやっていると思われま。しかし、その部分について、言わばえり好みをされると困るわけです。

あまりそこに無頓着でいると、「共」を広げるという名の下に、プライベートセクターがパブリックの金を食べ物にするという危険があって、その部分については、もう少し、公の行う支援対象の質、「共」を担うべく「公」から支援を受ける人たちのクオリティをきちんと見る必要があるのではないかと思います。自主性に基づき目的を設定させてもいいのだけれども、えり好みはさせないという程度のクオリティはちゃんと確保すべきではないかという気がいたします。そうでないと、結局、仲間内で「公」のお金を使うことになりかねないという危惧があります。

同時に、こういう政策は、牧原委員がおっしゃっていたように、厚生労働省もやっている。ですから、省庁間の施策の調整はなさっているのか、なさっていないのか。なさっていないのであれば、なさったほうがよろしいのではないかという印象を受けております。そこら辺は、事実認識として質問して、していないということであれば、していただいたらいかがかと思う次第でございます。

長くなり失礼しました。以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

先ほどの連携の取組が減ったという現象について、何か原因の分析等はされているのですか。

○田中市町村課長 事実を確認している最中で、その回答までは、今日御紹介させていただくことができずに申し訳ございません。

その辺りは、今、事実も含めて、改めて確認している状況でございます。

○山本委員長 また後日で結構ですので、もしその点を出していただければ、参考になるかと思しますので、お願いします。

○濱里応援派遣室長 先ほどの太田先生からの御指摘の中で、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」における市町村支援業務の関係で御指摘がありましたので、1点実情を補足させていただきます。

市町村支援業務としてどのようなものを想定しているのかということかと存じますが、様々なものを想定しておりまして、資料29ページの②の「主な回答」を見ていただくと、「研修等の増加・充実」も、この制度での充実が想定される事項の一つとなっているところでございます。

今の水準で先生の問題意識に対応できるような水準まで行っているかどうかというのはあるかと思いますが、この制度で想定している市町村支援業務としては、個々の業務の支援だけではなく、市町村の人材育成なども含めて、幅広い市町村支援を想定しているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

あと、連携のテーマと、後半の自治会等、地域団体に対する支援等に関する各府省の取組はまとめられているのかという点がございましたので、これもまた後日、少し把握できる範囲というか、調べられる範囲で示していただくと参考になるかと思いますが、よろしいですか。

○田中市町村課長 今時点で網羅的にはしてございませんが、何らかの形で地域福祉の関係とか子供の関係という形で、それぞれの省庁間における取組について、まとめられる範囲でお示しさせていただければと考えてございます。

○山本委員長 それらがうまく連携できるようになるといいと先ほど牧原委員から御指摘もございましたので、まず、少し現状を把握した上で、今後、どのように持っていくかということを考えることができればと思います。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 資料及び御説明をありがとうございます。

まず、30ページで、地方公共団体のデジタル人材の確保の財政措置の御説明をいただいているのですが、一つ質問は、上の図にある「職員として採用する場合」は、県がいて、

A市とB町なので、県内のA市とB町ということによろしいのでしょうか。

そして、下の欄にある「民間委託による場合」は、県から一回企業に委託するので、企業の人たちは、隣接しない色々なところをサポートするというスキームになっているのかというのを確認したいと思います。

というのも、今、周りでもCTOやCIOという形で、東京から地域に多くの専門家が行っていて、一定の期間活躍するのですが、任期がありますので、任期満了後はまた縁のできた地域で仕事に就くようで、その内容をSNS等で広く発信されています。

そういう方々は点在していて地域における人材のネットワーク化には至っていないので、任期がある限り、終了後はどなたかに委ねるとまた紹介ができるところもあれば、紹介されなくて、せっかくその期間、少しくまぐったのですが、その後首長も替わり、組織も変わるなどして、一回うまくいったデジタル化の流れが途中で止まってしまう現象も出ています。定住自立圏及び総務省のこれまでのリーダーシップで公共私連携とか人材の流動化はかなり進んできたと思うのですが、ダイナミックな成果が出せていないとすれば、こういうところにボトルネックがあるのかなと感じるところです。

また、隣接していないが、人口規模や人口構成により近い課題感のある地域を、国としてコーディネートしていくことができれば効果的ではないかと思っていたのですが、今日御説明いただいた「地域の未来予測」の作成から抽出されるもので課題の整理はかなりできると感じます。未来カルテのようなものをもっと有効に使うすべと人材の派遣をセットにして、短期で課題解決できないものもたくさんありますので、それに対する対応がどこまでできるのかを少し検討してもよいのではないかと思います。

もう一点は、56ページに地域のコーディネーターに関してです。地域に行くと、熱心に活動されて、魅力的な方に出会うことができますが、その人たち同士も、他の地域の情報はあまり持っていないくて、一度こういう力をつけた後の次なる成長が弱いかなと思うのです。

人材育成は恒久的にやっていく必要がありますので、この方々のスキルを認定するだけでなく、さらに高めていく環境ができないのかなと思うところです。

総務省がブリッジ人材の重要性も出されている中、私の属する学校法人にもう一つ社会構想大という社会人向けの大学院大学がありまして、そこでは自前で地域プロジェクトマネージャー養成課程をつくって、今、3期ほどやってみましたら、3期で102名ほど参加がありまして、この人たちの内訳を見ると、セカンドキャリアで地元に戻りたい人、あるいは行政経験はないけれども、民間企業に勤めていて、自治体と連携したい企業人の方等で、女性も2割で、40代までで大体7割ぐらいを占めているので、非常に可能性があるのかなと思っています。

参加者の企業は、メーカーや銀行、商社、建設とか色々な職種の人がいまして、その中で力をつけて、自治体のためとか、自分の縁のある地元のために、あるいは旅行に行ったり好きになった地域のために何かやりたいと思っている方々は少なくないです。こういう

方々を取り込み、活躍してもらう形は色々あるだろうなと思いつつ、先ほど太田先生がおっしゃったように、各省庁でも多彩な施策を持っていますので、この辺りを一度集約というか、整理して、本当の意味で自治体が今必要としているプロフェッショナル人材の中に貢献できるような役割をきちんと担ってもらう形ができるようにならないかなと思うところでは。

中には、地域おこし協力隊の人が来たり、教育委員会の職員の人がいったり、この方々が自分のスキルをさらに高めて、自分の実力をさらに発揮したいと思われている証拠なのだと思います。

ちなみに、今回、ここの中から、長野県で市議会議員に当選した女性も1人出ています。

なので、コーディネーターという形のみならず、本当の公民をつなぐブリッジ人材をどのように育成し、その人たちをどのように認めて、さらに交流させていくか、もう一歩踏み込んだ企画が待たれているなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

30ページでしたか、御質問が1つございましたが、その点はいかがですか。

○濱里応援派遣室長 公務員部でございます。

30ページの「都道府県による市町村支援（イメージ）」については、いずれのパターンも、県が県内市町村を支援するという形では変わらないものがございますが、制度設計の段階で、いくつか先行している団体がございまして、その中でこうした県で採用するパターンと、民間の会社に委託するパターンの両方がございましたので、様々なパターンに対応できるような形で制度設計したところでございます。

○田中委員 そうすると、隣接していないところに色々な流動性を持ってというのは、この制度の中では難しいということですか。

○濱里応援派遣室長 隣接という言葉の範囲にもよりますが、例えば上の方の先行事例の広島県ですと、今、行っている市町村は三原市と江田島市と承知していますが、その2市は広島県の中で隣接自治体ではありませんので、県内であれば、隣接していなくても支援はできるということかと思えます。

○田中委員 ありがとうございます。

私が問題意識として持っているのは、例えば佐賀で頑張っていましたという人が、任期が終わって、後任の人を育てるようなミッションをもらっていないので、一旦終わって、今度、たまたま旭川で頼まれたので、旭川に行きますというケースにおいて、地域に知見が継承されず、つながっていけば良いのではないかというところがございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。

1点目は質問です。非隣接自治体の連携で出てきた例でお伺いした21ページです。

前回の会議のときに、今後、こういう事例が増えるのではないか、それは各自治体側の取組の見える化がもっと進むからという話だったと思うのですが、今回、この事例で挙げただいたものはどうやって発生したのか、もしお分かりであればお伺いしたいと思っています。

というのは、遠隔自治体同士の連携、おそらくデジタル庁が音頭を取ったのではないかなという想像をしています。何が申し上げたいかというと、今後、自ら自治体同士で遠隔でも連携していく際、音頭取りの役を誰かが担うのではないかとということです。デジタル庁なのか、色々な取組を見ている総務省なのか、興味、関心を持って見ているので、是非教えていただきたいのが1点目になります。

あとは意見を3つほど申し上げます。まずは、広域連携は、今後、難しい問題も含めて議論していくことが重要であるということは、まさにそのとおりだと思います。

制度は活用され、枠組みもある。通常の民間プロジェクトも、開始時はやりやすいところから始め、そのうち難しい問題に手をつける。今後難易度の高いものに取り組んでいただくために、推進策は必要であろうと思います。

一方で、それは金銭的インセンティブというのものもあるかもしれませんが、例えば災害だったり、そういうキーワードの中で、住民の関心度も高く、有事だけではなくて、平時にも影響するところ、例えば今だとハザードマップエリアにかなり住民の方が住んでいて、そもそも大地震とか大雨で被害を受ける方が増えていたりもするので、そういう住民自体の関心が高いところから行っていくところはあるかななどと思って、お伺いしておりました。

未来予測についても、全てのテーマを扱うのが難しいなら、災害対策の平時対応など危機感が共有しやすく議論が進むテーマからいくというところがあると思います。

また、今回フューチャー・デザインの例を挙げさせていただきました。これは財務省でも半年前ぐらいから財政審で話題になっておりまして、岩手の事例は、フューチャー・デザインの手法を取り入れることで、住民の方々は水道料金の値上げを決断するに至ったという好事例として、財務省らしく御紹介いただいております。未来予測と住民の方などの理解を得ながら進めていく巻き込み方も含めて、深化していくことが重要であると思います。

2点目は、専門人材と自治会の件のセットで思ったことがあります。

重要なのは、遠隔、デジタル、住民の協力という3つのキーワードを持って、仕組みのデザインが為されているかを意識すること。何を申し上げたいかというと、これまで行っていたアナログ業務そのままのデジタル化はあまり意味がないとっていて、要は新しくデザインして、それぞれ枠組みを描いているのだろうかという疑問、関心を持っています。

というのは、例えば自治会に関してまず申し上げますと、自治会に求める機能を集約して、整理していることは非常に重要だと思うのですが、例えば住民への案内みたいなことは、今だとプッシュ型も含めて、自治体から直接住民へ情報を届ける機能が結構できつつあるという前提に立ったときに、自治会に何を求めるかなど、再整理して組立てを行い、

負担を減らしつつ、よい協力関係をどのように築くかという議論がなされるかが重要だと思っています。専門人材のプールに関しても同様なのです。先ほど田中委員がおっしゃっていましたが、都道府県に限定していいのかみたいところ、例えば何か問題が発生したときに、よく千葉県の事例が挙がっていますね。何か道路の問題があったときに、住民がデジタルで情報を上げて、そこは別に最初、専門人材が関わる必要はないねとか、遠隔でできること、専門人材がやること。専門人材のプールも、本当に都道府県、隣接である必要があるのか、別に飛び地であっても、全く賄える部分もある、どの場所に専門人材をプールする必要があるのか検討すべき。何を申し上げたいかという、都道府県でさえ専門人材の獲得が難しくなることも予想される前提に立って、再度検討する必要があるのではないかというのが意見です。

最後に、土山先生が国は好事例を提示して、あとは自治体の選択であるとおっしゃっていて、そのとおりなのかなという思いではあるのですが、好事例の提供の仕方ももっと深化していく必要があると考えております。

特にデジタル分野。九州の鳥獣被害対策アプリの例をお示しいただきました。おそらく同じような被害が全国各地にあり、単純にこの好事例はこれですよと御案内するのもあり得るものの、今進めている標準化同様に展開できるものがあるのではないかと。ただでさえ地域のデジタル人材が不足する中で、共通課題を、全てゼロベースでスクラッチして作っていくのは非効率。そういったデジタル時代に即した仕事の変化は、色々な形で発出するのではないかとということです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

21ページの非隣接自治体間の連携の事例のきっかけという御質問がございましたが、いかがでしょう。

○田中市町村課長 この図の真ん中に「共同利用」ということで、「電子審査システム」と書かれています。

こちらは愛媛県が開発したと承知してございまして、国ではなくて、都道府県なり、あるいは基礎自治体が参加するような協議会を愛媛県が発起人になって設けていると伺っております。

その協議会の会員に対して、一緒にこうした取組をやらないかという形で呼びかけをしたところ、参加している自治体のうちで、袋井市とか阿久根市、今治市などがやってみようということで、これらが一緒にやろうという話になったと承知してございます。

○横田委員 想定よりすてきな答えだなと思いました。手挙げプロセスとして、今治市起点に、どんなことが発生しているかお分かりになりますか。要は、協議会は、もともとの枠組みがあるなど。

○田中市町村課長 愛媛県が発起人になりまして、都道府県が14ほど、基礎自治体が84ほど参加する「自治体事務標準化推進協議会」という枠組みがあるようでございまして、

こちらに参加されている自治体にお声がけをされたと聞いてございます。

○横田委員 ありがとうございます。

○山本委員長 もしよろしければ、また次回にでも少しまとめてお示しいただけますか。非常に興味深い、横田委員が予想していたよりもすてきな例ということでございますので、次回までにおまとめいただければ大変ありがたいと思います。

では、荒見委員をお願いします。

○荒見委員 ありがとうございます。

1つ目の連携については、既にほかの先生方から御指摘があったように、府省間の連携施策の重なりは整理できるのかという話や、非隣接自治体の連携の促進なども、大体皆さんと同じ意見を持っています。今後、例えば今の非隣接の自治体間の連携を進めていく際に、出会いの場というか、今、横田委員が御質問されていたと思うのですが、行政的にインセンティブを作り進めていくのか、それとも首長同士が意気投合する場などをつくり、非隣接自治体同士の連携を進めていくとなるほうが自然なのか。

マッチングみたいなものと一緒だと思うのですが、非隣接自治体同士の連携は、不自然ではないのですが、通常では起こりにくいと思うので、それを国が音頭を取っていくとすると、連携のための連携になっていったりする可能性とかもあるので、どちらのやり方がいいのかというのは、考えたほうがいいのかなど。

あと、これも太田委員が指摘されていたと思うのですが、地域公共交通や土地利用、人材などの空間利用とおっしゃられていたかもしれませんが、土着性が強いところに関する連携に関しては、多分、それでは解決が難しいと思うので、別の方策を考えるか、もう少し阻害要因をきちんと洗い出すのをやったほうがいいのかなどと思いました。

2つ目からが、専門人材なのですが、原則、今まで進めていたとおり、都道府県の補完を進めていくしかないところもあると思ってはいるのですが、広域でお互いに貸し借りしたり、広域で共同雇用等の補完をし合ったりすることについてどのように考えていくのか問題意識をもっています。資料の中では、たしか人事管理とかに関して、結構障害があると。

31ページから、採用人事の一元化等は難しいという話があったと思います。この辺りについて、採用までは特別区など一緒にやったりするところもあるので、もしかしたらやれるかもしれないのですが、キャリアパスをどうやって作っていくのかというのはかなり問題かなと思っています。

例えば専門人材だけは、キャリアパスや人事管理を自治体間で共同でやっていくという道ももしかしたらあるのかもしれないのですが、そうすると、逆に採用された側も、異動範囲がすごく広域になっていき、実際の生活を考えたときには、自分の自治体の端から共同先の自治体の端まで勤務するといったこともあり得ます。例えば家から通えないところまでも行かなければならなくなるなど、そのようなところまで問題が広がっていくと、共同確保をしても今度はなり手が少なくなる。こうした仕組みをつくっても、活用されなか

ったりすることもあるかと思うので、人事管理についてはもう少ししっかりと考えていく必要があるのではないのでしょうか。

あと、また26ページで、民間委託してしまったほうが効率的という話がありました。要は、自前で持っているよりも、民間から土木人材なども借りたほうが良いという話で、多分、そこが本音なのだろうと思うのですが、例えばその地域の民間の人材で、少なくとも行政よりは層が厚い政策領域などだったら、民間企業からトランスファーする、戻ったりもできるような行き来のある仕組みができるようにならないかと考えてみるとか、今、これは厳しいのかもしれないのですが、専門人材に関しては思い切って給料を上げるというところをやってみるなど、そういった本質的な工夫も考えられるのかなと思いました。

3つ目が、「地域の未来予測」について、割と好意的に捉えられている先生方が多いと思うのですが、私は授業で学生にこの取組を説明するときに、これは一体何なのかと説明するのに困ることが多いです。

というのは、今まで計画やビジョンなどは、作成することで基本的には将来に向けた課題を洗い出して見せて調整をするという機能を持っていたと思うのですが、それをもう少し「未来予測」とすることで、精緻にやっ払いこうという話なのか、見える化していこうという話なのか。例えば資料にあったように、人口などの細かいデータは、既存のデータを使って洗い出すということになるのでしょうか。

これをわざわざ見える化して、手間をかけて分析して見せていく作業を自治体が行っていくのは、一言で言うと、だるいのではないかと思います。つまり、機能が2つぐらいあって、その作業をすることで話し合っ気づく部分と、見える化して、それを住民に見せて気づきを得てもらい、そういうことがあるときに、手間と自分たちの気づきみたいなものの両方を追求していくと、負担が大きいのではないかと私は思います。未来予測を広めたいのだったら、34ページの指標などは、入れる数値とか使える数値が決まっているのであれば、むしろ国がマクロとかで入力してしまえばぱっと出るようなものをつくってしまっ、それを使ってやってみてくださいと言って、それについて話し合うことに重点を置くようにしたほうが、より広がっていくのではないかと思います。

とかく見える化とデータを使って、というのは、今のトレンドだと思うのですが、かえって負担になってしまっ、やるだけになってしまっ、本質的な気づきみたいなのところがおろそかになっているのではないか、大丈夫かなと心配です。。

最後に、自治会やその辺の話なのですが、NPOと町内会の連携を進める方策について、57ページの「検討の視点」にも入っていますが、ここは、私がこの業界に入った頃からずっと言われているような話だと思います。具体的な解決策が出ている印象が全然なくて、居場所のリストやマップがあったとしても、連携が本当に進んでいるのかなと疑問に思います。

指向性が違うので、けんかになってしまうこととかも結構あると思います。私が大分前にある地域のひとり親の支援などを行っているNPOの団体と、行政と、両方調査をしたこ

とがあるのですが、そこではNPOと行政の推進施策がとても対立していました。

NPO側の主張からすると、ひとり親の支援をしていて、地方の小さい規模の自治体だったのですが、ジェンダー的な意味でも、現況調査などで行政の対応が悪く、支援が必要だが行政とは関わりたくない方々の信頼を同じくひとり親当事者であるNPOの方々が、一生懸命に拾って、少なくとも表には名前も出せないというか、自分の存在も明かせないような人たちまでも一生懸命に拾ってやっているのに、逆に行政がNPOを手足として使っているという話を聞いたことがあります。子ども食堂でひとり親支援みたいなものを寄付や助成金だけでやっていたのですが、仲介する地縁団体から一緒にやるように話を持ちかけられて、やったあとから補助金や行政の認証がほしいならば、子ども食堂に出入りしている人の名簿をよこせといわれたという話です。要は、みんなシングルマザーたちで、自助でやっているようなNPOなどの人たちが行政に手柄を取られた、みたいな言い方をされていました。

こじれているのだと思うのですが、行政や行政に近い地域団体とNPOが折り合いをつけた形で双方が納得するような活動が難しいという現状があり、領域によっては、行政や地縁団体と距離があるからこそ、利用者の信頼を得ているところもあるようです。多分、それぞれの理屈はあると思うのですが、そういうこんがらがった関係性が実際にあるところもあるので、そこをもう少し解きほぐせるように、NPOと地縁団体や行政の連携に関しては、色々と考えたほうがいいのかと思います。

あと、先ほど大山委員がおっしゃっていた世帯の話なのですが、国が関与するところではないとあったと思うのですが、地方自治の仕組みは、思っている以上に世帯単位とか家庭単位で決まっていることが多くて、そこに一緒くたに手をつけるのは難しいとってはいるのですが、例えば住民票なども、結局、世帯ですし、もし将来的に手をつけることができるのであれば、制度のあり方として視野に入れて考えていくことも一つの手かなと思った次第です。

以上でございます。

○山本委員長 それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

個別の点につきましては、既にほかの委員の方から御発言がありましたので、私からは大きな話といたしますか、抽象的な話といたしますか、これからどう議論していったらいいのかというところをお話ししたいと思います。

今回御紹介いただいた中身としては、基本的には第32次の地方制度調査会で議論した制度、あるいは取組をより深化させていくという方向性だったと思います。

これはこれでいいと思うのですが、今回、33次ということで、32次のときに比べて、新しく検討しなければいけない点は、ポストコロナ、いわゆる非平時です。今日は、非平時以外での取組ということで御紹介いただいたのですが、非平時の取組との関係性をどう捉えるかということだろうと思います。

かなり図式的に申しますと、非平時とされているときには、国や都道府県の役割をどのようにもう一回定義するか。ありていに言えば、国や都道府県がより大きな役割を果たす部分があるのではないかという議論があり得ると思います。

今日御紹介いただいた議論は、非平時以外ということで、基本的には自治体の取組を尊重するというトーンだと思います。

そこで、両者をどのように関係づけるのかということで、それはそれで局面で切替えをすればいいのだというのは一つ考えられる方向性で、多分、最初の土山委員の御発言はそういう方向性だと思います。

ただ、コロナも含めて、今回の事態を受けて、非平時と平時で完全に切り離して、別のロジックで連携の議論をしていいのかどうかということがあります。私としてどうしろ、こうしろという意見はまだ整理できていないのですが、両者はどこか接続する面があり得るということを考えて議論する必要があるのではないかと考えています。

というのも、今、コロナの話もそうですが、人口減少の見通しが相当厳しいということは、32次で想定していたときよりも、かなり進んでいると思います。そうしたときに、32次のときの議論の延長で、より取組を深化させるという方向性で果たしていいのかどうかという議論が成り立ち得ると思います。

深化させるにしても、今日の御説明を伺っていますと、総務省としては、自治体にやや危機感が足りないのではないかとすることがにじむ部分がございますので、そこをより深化させていくとすれば、どのように国が音頭を取るのかという問題があります。これは先ほど太田委員がおっしゃったところとも関わるかもしれませんが、その部分をどう考えるのかという議論もしなければいけないかもしれないと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 大屋でございます。

一つは、地方自治体間の連携についてですが、定住自立圏と連携中枢都市圏をつくったわけですが、特に三大都市部の似たような規模の自治体の水平的な連携については、一般的な連携協約等の仕組みはあるのだけれども、固有の仕組みがないところは問題として指摘されている。そこがこれから少子高齢化で非常に大きな影響を被るであろうと考えると、そこに対する一定の手当てが必要なのではないかという点が残るのではないかと思います。

それから、連携先のないところがどうしても残ってしまう。それは離島とか山間地ですので、これらを前提として、都道府県が支援することは、当然、念頭に置いておかなければいけないところだと思います。

これに関して、非隣接自治体の連携の可能性も当然想定はすべきだと思いますが、空間的近接性がないことが連携の条件になるような問題はあるのです。

例えば、災害時の相互救援みたいなものは、近隣自治体でやると一緒に被害に遭ってし

まうので、離れているところの方がいいというのは事実なのですが、そういうケースを除くと、デジタル化が前提になっている。つまり、情報化されたシステムだから、どこにあってもサーバーは一緒でしょうということができるのが前提なのです。

もちろん、これもできることはどんどんやっていけばいいと思いますが、となると、離島とか山間地は、必ずしも先ほど申し上げたような小規模自治体が対応しやすい課題ではないという問題性は、頭に入れておいたほうがよいと思います。

最後に、デジタル人材の件なのですが、論じ方として、デジタル人材という言い方もいいのかなと私自身は思うところがあって、デジタルな人とそうではない人が生まれつきいるのですかという感じがする。そうではないですね。

もちろん、一定のプログラミングをすとか、システム設計をする、高度の専門性を身につけた意味でのデジタル人材は、専門的訓練を受けないとできませんから、それは少数である。ただ、これは民間に発注するのが前提になると思います。

あわせて、要するに、そういう人たちが作るものをイメージできる人たちと、とにかくできたものは使えるレベルの人たちが必要である。どこの層をどのぐらい各自治体の中に抱えることを考えていますかという形で、問題をもうちょっと精密化したほうが分かりやすい結論につながるだろうと思っています。

それを前提としてなのですが、この間、特にAI化の進展に伴う民間企業の対応については、いくつか企業から内部の状況をお聞きしているところなのですが、要するに、先ほど言った例でいうと、第2層、第3層の人材をどうつくってイけるかというのが非常に重要であって、特に第3層、作られたものは使える、変なことはしないレベルの実力は全員が持つ必要があるという認識をかなりの企業が持っておられます。

この全員というのは、2社お伺いしましたが、経営陣まで含めて全員である、そうでなくして、いかにデジタル化に関する意思決定が正確にできるだろうかという問題意識をお持ちでした。なので、それこそ構成員全員に最低レベルの研修を受けさせますということ民間企業がやっているときに、デジタル人材を何人そろえられるかしら、みたいな議論をしている現在の自治体をめぐる状況は大変不満であると思うところです。

本来は、それこそ首長、議員まで含めて、全員が一定のリテラシーを備えるということが論点になってくるのではないかと思いますし、そのような研修を各自治体が個別にやってもあまり意味がありませんので、それこそ自治大学校などが頑張っって、そういう機会を提供していくことをタスクとして見据えるべきではないかと思うところです。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 ありがとうございます。

私からは、まず、地方公共団体相互間の連携について、いくつか意見ないし質問をさせていただきます。

第1点ですが、地方公共団体間の連携、特に連携中枢都市圏関係について、32次の地方制度調査会の際に、かなり議論の対象となったのは、合意形成がしやすいところについては、連携がスムーズに進んだりするのだけれども、トピックによって合意形成が非常に難しいものがある、たとえば、今回の資料でいうと、10ページに挙がっているようなトピックになるわけですが、そういったものについてもしっかりと進めていく必要があるのではないかとということだった記憶がございます。そういった中で、例えば連携中枢都市圏の中で、中枢となる都市が連携計画みたいなものをつくって、でも、中心都市以外の自治体の意見もしっかりと吸収できるように、一定の仕組みをつくって、それを制度化すべきなのかどうかといった議論があったと存じます。ただ、法制化については、反対意見が非常に強い中で、それについては、今後、要検討ということだったと思います。

そのような議論経緯があった中で、今回の資料も非常に興味深く拝見させていただきましたが、その点についての状況は、その後、どうなっているのだろうかというのを知りたいと思いました。今回の資料では、いくつか関係市町村の意見を反映するための取組が紹介されていましたが、周辺地域の合意がなかなか難しい課題について、何とか取り組むことができるようになった、連絡がうまくいくようになったというような例は御紹介いただいているのですが、結果として具体的にどのような困難な課題を達成できたのか、その辺りも知ることができると、検討の参考になるのではないかと考えた次第でございます。

次が、32次の地制調の答申のいくつかの目玉のうちの一つに、「地域の未来予測」に関する話があったかと思えます。それに関しても、その後の状況を御紹介いただいて、非常に参考になったところがございます。

ただ、先ほど多分、荒見委員から、意義が見えにくいところがあるという御意見があって、自治体にとって非常に負担なのではないかという御意見もあったような気がします。

その点については、未来予測に取り組んでいない自治体があるとしたら、その理由は何だろうかというので、38ページで作成していない自治体の声を御紹介いただいていたかと思えます。この点については真摯に受け止めて、今後の対応を考えていく必要があるかと思えます。

特に、未来予測は、計画を策定すること自体に意義があるのではなくて、それを通じて、自治体と自治体以外の色々な関係者が意思を共有して、今後のあり方を考えるきっかけにするといったところに重点が置かれた仕組みだったのかなと思っておりますので、その辺を十分に周知して、実際につくるところについては、もし必要以上の手間をかけるべきではないというのであれば、先ほど荒見委員がおっしゃったとおり、共通のフォーマットみたいなもので、決まった数字さえ入れれば作成作業は終わってしまっていて、その後の大事なところに重点が置けるような情報共有みたいなものも実行していく必要があるのかなと思いました。38ページの意見では、必要性を感じないというような御意見も自治体側から出ているそうなので、その辺はしっかりと対応していく必要があるかと思いました。

それから、個別分野における省庁間の連携の仕組みについても、それなりに把握してお

く必要があるのではないかという御意見を何名かの委員からいただいていたと思います。

そこで、一つ情報提供なのですが、まさに今月末施行される盛土規制法の仕組み、熱海の土砂崩れの事件をきっかけにつくられる仕組みになりますが、盛土規制法の中でも、市町村と都道府県の結構複雑な連携の仕組みが導入されていますので、そういった仕組みなども参考になるかとは思っております。

あと、公共私についても、32次の地制調のときの法制度化につながった一つの話というのが、認可地縁団体制度の仕組みの改正という話。具体的な成果としては、そういったものがあつたかと思えます。まだあまり制度改正から間が空いていないので、目に見える変化が見えにくいところはあると思うのですが、改正後の成果の検証みたいなものも一応必要なのではないかと思います。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

いくつか、前の期の地制調との関係、あるいは地制調での議論、及び地制調の議論を受けて行われた制度改正に関して、少しデータを出していただけないかというお話がございましたので、可能な範囲でまたおまとめいただくということによろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、砂原委員、お願いします。

○砂原委員 ありがとうございます。

時間がないので、手短にですが、3点ございます。

1点目は、比較的マイナーな点ですが、先ほど大屋先生がおっしゃったように、大都市圏内での連携、特に政令指定都市間の連携が今のところはなかなかなくて、もし制度を考えたら、そこは考える必要があるだろうというのが1点目です。

2点目ですが、私自身も理解が十分かよく分からないのですが、連携それ自体が目的ではないのではないかというのが2点目の話です。どちらかというと、何らかの事業をするから連携するというのが出てくる話であって、連携自体を目的とした制度がうまくいく理由が、私にはよく分からないというのが2点目です。事業が先にあった上で、ある程度こういうことをやりたいのだとか、一定の信頼される人が進めるのだという話があって、そのうえでの連携という順番でついでにないと、連携も機能しようがないのではないかと。

つまり、連携は、ある種他人のリソースを使うわけですから、他人のリソースを使うためには、相手からある程度信頼されなくてはいけないわけです。そのためには、その事業をどういう人がやるのかとか、そういった話の方がむしろ重要になっていって、とにかく何でもいから連携して、事業をしましょうみたいなことはかなり難しいし、そういうかたちで連携自体が目的になると厳しいのではないかというのが2点目です。

3点目は、それにも係る話ですが、連携するのは、毀誉褒貶色々あると思うのですが、結局、この数年でどこが一番連携したかということ、大阪府・市だと思えるのです。自治体の数や人事交流の数とかを見たら、圧倒的に大阪府・市がやっているわけで、そういう連携

は、別に個人的には悪いところばかりではないと思いますが、ここで考える連携はそういうものなのですかというのが、私のお聞きしたいところであります。連携する一つのゴールとして設定するのはいいと思いますが、みんながやるのは難しいわけですし、将来ビジョンみたいな話もありましたが、ある程度政治も含めて目的を共有することをしないと、あのような連携はできないわけです。

目的を共有するのが重要だとすると、政治的な話はかなり出てくるわけですから、連携を量的に増やしていこうというのだというのと、どうしても政治的な話とか、そういった部分とは切り離せないのではないかというのが3点目です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員、お願いします。

○土山委員

県議会のことについて、太田委員から御指摘をいただきました。

ただ、私は、助けてくれという役目として議員と言ったわけではなくて、都道府県レベルでの連携が特に事業ベースでは重要になっていくであろうということ。ただ、そのときに、そうすると、議会や議員に、県で行っている連携を地元自治体の目線も踏まえながら検証する役割があることを考えると、そういう現場から遠くなると困るなど思っているということでございます。

また、今、砂原委員の御発言にもありましたが、県での連携で補充し切れないところとなってくると、ナショナルミニマムであれば、県で補完し切れないその次に、あるいはその補完を超えて、国の役割ということも出てくるのかなと考えます。この意味で41ページの国についての言及について御指摘いただいた太田委員の御指摘は、本当にそうだなと思いつながり伺っておりました。

補足の機会をいただきまして、ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

時間がございませんので、今日はここまでにしたいと思います。

非平時の話ではなくということだったのですが、先ほど伊藤委員から御指摘がございましたように、非平時に連携するためには、平時からその準備といいますか、下地がないとできないことがありますので、確かにその両者が関連しているということも十分に認識しておく必要がありますし、非隣接自治体の連携については、前の期の地制調ではそこまで突っ込んだ議論はしておりませんでしたので、もしこれを進めるとすれば、もう少しこの点について議論する必要があるかと思えます。

それから、後の方の問題に関しては、今日は地縁団体を中心に議論がされたわけですが、地縁団体の組織の問題、ガバナンスの問題も今日出てきましたが、それ以外の団体、あるいはそれ以外の団体と地縁団体との関係というあたりも、もう少しといいますか、むしろ前の期の地制調では、この辺りにかなり重点を置いて議論した記憶もございますので、さ

らに補足する必要があるかと思いました。

それでは、本日はこれぐらいということにいたします。

2月から今回までの専門小委員会におきまして、非平時への対応、地方行政のデジタル化、地方公共団体間の連携や公共私連携について、現状や動向を踏まえた御議論をいただいてまいりましたが、次回以降、これまでの議論を踏まえつつ、審議項目2に関し、求められる地方制度のあり方について、さらに議論を深めていくことにしたいと思います。一通り議論いたしましたので、さらに2巡目の議論をしたいということでございます。

日程については、追って事務局から連絡いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。